

令和7年第2回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 令和7年2月13日(木)

午後 2時20分閉会

2 場 所 竹原市役所 5階 教育委員会室

3 出席者 高田教育長、浅野教育長職務代理者、竹下委員、西川委員、永福委員

4 説明員 沖本教育次長兼総務学事課長、大橋参事兼教育指導担当課長、  
小早川人事管理担当課長、堀川文化生涯学習課長、  
五反田総務学事課教育総務係長、岡田総務学事課教育総務係主任

5 会議事件

付議案件

議案第4号 県費負担教職員の任免その他の進退についての広島県教育委員会への  
内申について

議案第5号 竹原市教育委員会永年勤務職員表彰について

議案第6号 定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について  
(令和6年度教育委員会関係補正予算案)

議案第7号 定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について  
(令和7年度教育委員会関係当初予算案)

議案第8号 竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区保存計画の一部を改正する告  
示案

○高田教育長 ただいまから、令和7年第2回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。

お諮りいたします。議案第4号及び第5号は個人情報であるため、議案第6号及び第7号は成案になる前の内部検討の段階であるため、非公開とし、議事の運営上、議事の最後に付議することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 職務代理者 はい。

○竹下委員           はい。

○西川委員           はい。

○永福委員           はい。

○高田教育長       御異議なしと認めます。議案第4号及び第5号は個人情報であるため、議案第6号及び第7号は成案になる前の内部検討の段階であるため、非公開とし、議事の運営上、議事の最後に付議することに決定しました。

はじめに、議案第8号「竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区保存計画の一部を改正する告示案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長       議案第8号「竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区保存計画の一部を改正する告示案」について説明いたします。議案書の22ページを御覧ください。この告示案につきましては、1提案の要旨にありますように、竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区内に所在する土蔵1棟を伝統的建造物に特定するため、この計画を改正するものでございます。2根拠法令にありますように、竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区保存計画は、竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条に基づき、竹原市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴いて、当該保存地区の保存に関する計画を定めることとされており、保存計画を定めたとき、また変更する場合は告示しなければならないとされております。20ページを御覧ください。今回指定する土蔵は、竹原市本町三丁目3870番地2、住居表示では本町三丁目7番17号に位置しております。当該土蔵は、木造2階建て切妻造りで妻入りの本瓦葺きの建物でございます。外壁は北面及び東面が白漆喰、南面及び西面が藁壁でございます。建築年代は小屋組の墨書から明治10年であることが判明しており、建築後に大規模な改修等は行われておりません。以上のように竹原の一般的な土蔵の形態である建築当時の景観及び構造をよく留めていることから、伝統的建造物に相当する土蔵と評価されるものでございます。なお、令和6年度第2回竹原市伝統的建造物群保存地区保存審議会において、当該建物を伝統的建造物に特定することに

ついて承認を得ております。

○高田教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○竹下委員           この土蔵の所有者は一般の方でしょうか。

○堀川課長           一般の方（個人の方）が所有しています。元々土地があつて、本町通りに面して空き地という課題があつたんですけれども、更地になっていたところに新築修景という形で町並みに沿うようなデザインの建物（自宅）を建ててくださってその敷地の中に元々土蔵が残っていたので、古いもので価値があるものだからということをお話したところ、特定物件として指定されることに同意をいただきました。所有者の同意がなければ、特定物件の指定はできないこととなっております。

○竹下委員           その場合、個人の方の所有物が、特定物件に指定されることによって制限が出てきたりするのでしょうか。

○堀川課長           元々町並み保存地区は、伝統的建造物群保存地区保存条例で定められており、特定物件に指定された場合、町並みの景観に合うように修理修景の許可を取って実施していただく必要があります。所有者であることに変わりはありません。ただ、町並み保存地区は群としての価値を保存し続けているのでそういった制限が元々あります。特定物件に選定されて良いこととして、所有者にしっかり保存していただかなければいけないので、固定資産税が減免されるという制度があります。そういったところで、所有者の御協力・御理解をいただきながら、町並み保存地区の保存に取り組んでいるところです。

○竹下委員           何年後かに修繕等が必要になった場合に、所有者が修繕をする義務はないのでしょうか。

○堀川課長           所有者の方に御協力いただく形にはなるんですけれども、保存のために修理とか修景事業が必要となる場合は補助金制度を設けております。総事業費に対して補助率80%、上限が600万円の補助制度がございまして、これは内訳は2分の1が国の補助、8分の1が県の補助で、市の負担が8

分の3で、申請者に20%を負担していただいております。これは、町並み保存地区全体に適用されるもので、申請された事業について、伝統的建造物群保存地区保存審議会の方で優先順位をつけながら、年に2件から3件程度の修繕を行っているところです。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○永福委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、公開の議題は終了しました。これより非公開とします。

(非公開)

○高田教育長 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和7年第2回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和7年2月13日 午後2時20分閉会